

「世界の北海道」を目指して  
—北海道総合開発計画—

ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK

民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!



令和2年9月25日

札幌開発建設部広報官

同時発表

環境省北海道地方環境事務所、長沼町



## タンチョウのヒナが飛び立ちました

### ～舞鶴遊水地への立ち入り制限の範囲を縮小いたします～

今年5月に舞鶴遊水地で誕生したタンチョウのヒナが、このたび飛び立つまでに成長しました。ヒナの成長を受けて、舞鶴遊水地への立ち入り制限の範囲を縮小いたしますのでお知らせします。

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部、環境省北海道地方環境事務所及び長沼町は、有識者や地域の多様な主体が参画する「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」のメンバーとして、舞鶴遊水地を軸にした「タンチョウも住めるまちづくり」の取組を、連携・協力のうえ推進しています。

今年5月、舞鶴遊水地内において、空知総合振興局管内でのタンチョウのヒナが100年以上ぶりに誕生したところですが、その後ヒナはすくすくと育ち、8月下旬には飛び立つまでに成長したところです。

ヒナの成長を受けて、同協議会のご意見も踏まえ、このたび舞鶴遊水地への立ち入り制限の範囲を縮小いたしますが、ヒナはまだ飛翔能力が十分発達しておらず、慌てて飛んだときなど自動車や電線などに衝突する恐れがあります。このため、今後もタンチョウを観察する際には「別紙1」の〈タンチョウを観察する際の注意事項〉等を守って、引き続きタンチョウの親子を優しく見守っていただきますよう、お願いいたします。

また、ヒナの成長の様子がわかる写真を「別紙2」に添付しておりますので、こちらもご覧ください。

なお、取材及び報道にあたっては「別紙3」を遵守していただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

河川計画課 課長 岩井 真央 (電話番号 011-611-0329 ダイヤルイン)

河川計画課 調査官 高橋 賢司 (電話番号 011-611-0329 ダイヤルイン)



札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>

## 別紙 1

### <タンチョウを観察する際の注意事項>

タンチョウは警戒心が強く、人が近づくとストレスを与えるおそれがあります。

見学の際の注意事項をまとめた舞鶴遊水地野鳥観察ガイド（下記 URL ご参照）もご活用ください。

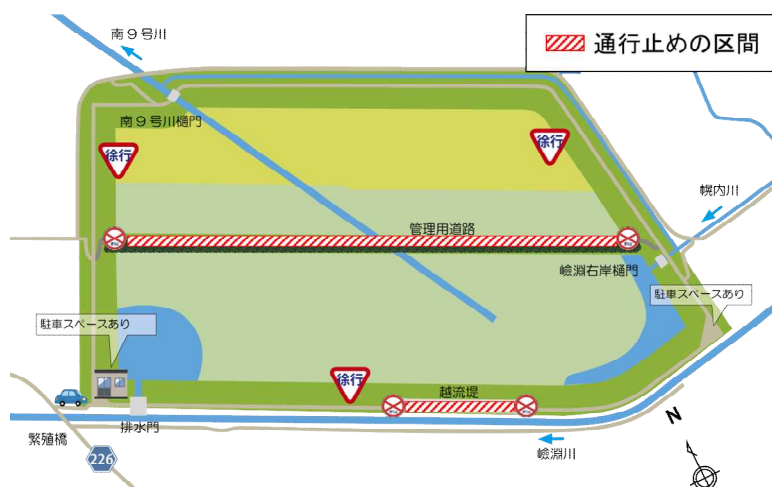
また、適切な身体的距離の確保、咳エチケットなど、新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします。

### <舞鶴遊水地野鳥観察ガイド>

[https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen\\_keikaku/kluh4000001qwn-att/gburoi000000uzef.pdf](https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluh4000001qwn-att/gburoi000000uzef.pdf)

### <立ち入り制限の一部継続について>

ヒナの成長を受けて立ち入り制限の範囲を縮小しますが、施設管理上等の観点も含めて、越流堤および遊水地中央の管理用道路は引き続き通行止めとさせていただきます。

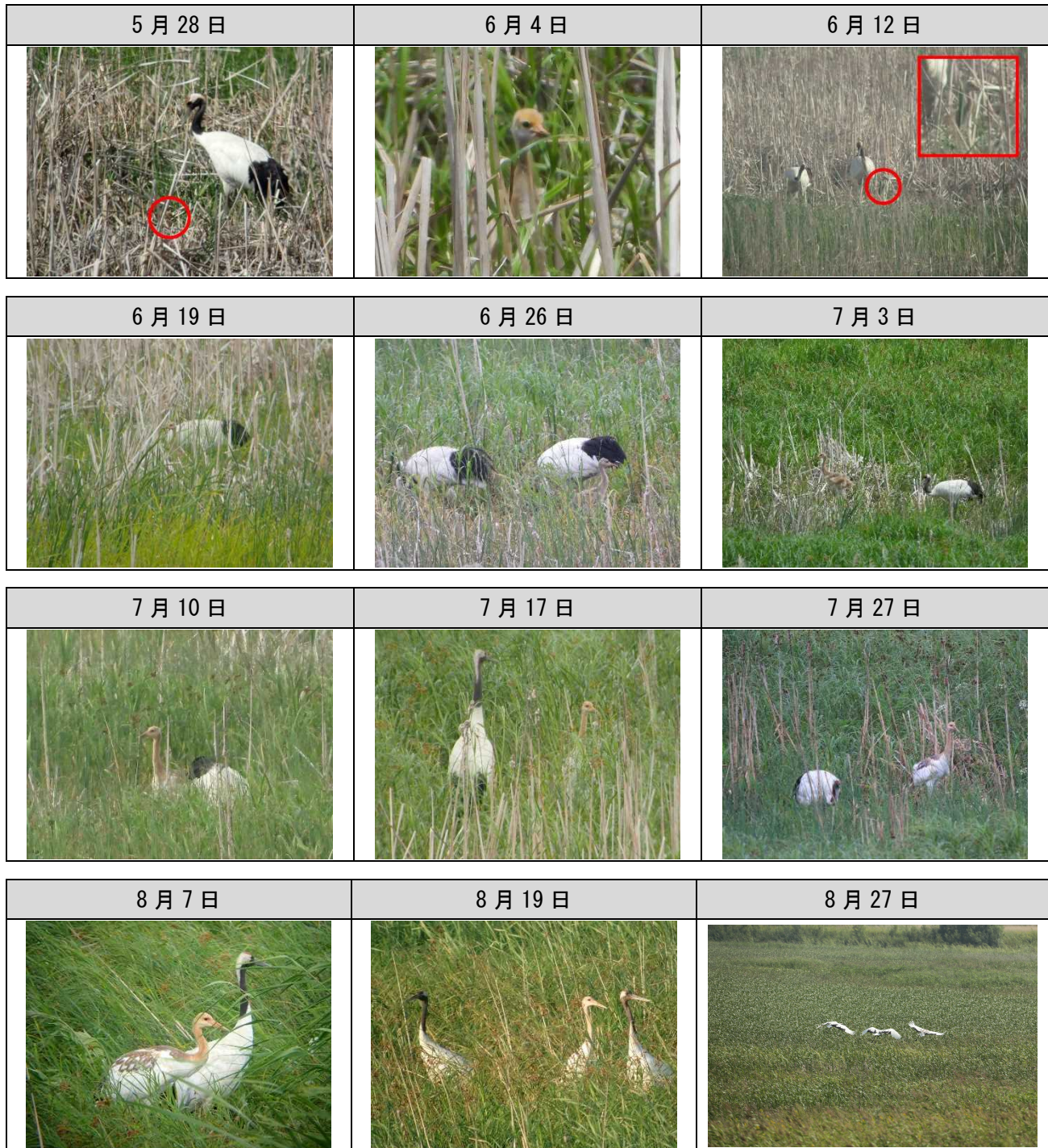


※堤防上通行時は徐行してください。

別紙2

舞鶴遊水地で誕生したタンチョウのヒナの成長（令和2年度）

- 3月中旬 タンチョウの交尾行動等を確認しました。
- 4月中旬 タンチョウの産卵を確認しました。
- 5月24日 タンチョウ雛の誕生を確認しました。



写真提供：タンチョウも住めるまちづくり検討協議会

（ヒナ成長の写真（高画質）は、以下HPで公開しています）

札幌開発建設部 HP：[https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen\\_keikaku/kluhh4000001qwn.html](https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh4000001qwn.html)

長沼町 HP：<https://www.maoi-net.jp/gyosei/tantyou.htm>

## 取材・報道にあたってのお願い

タンチョウはとても警戒心が強い生きものです。驚いたり、身の危険を感じたりすると、二度と長沼町や舞鶴遊水地に訪れなくなる可能性があります。

タンチョウに関する取材・報道につきましては、下記事項に十分なお配慮をお願いいたします。

### ■ タンチョウ取材時

「タンチョウに近づき過ぎない」で下さい。

「車から降りない」で下さい。

「私有地・農地に立ち入らない」で下さい。

### ■ タンチョウ報道時

(1) タンチョウが確認された詳細な日付や場所などは、報道をお控え願います。

#### ① 日付の例

×：「□月□日」

○：「□月」、「□月中旬」、「□月□週間」程度

#### ② 場所の例

×：「長沼町国道□号沿いの農地」、「長沼町舞鶴遊水地の北側」

○：「長沼町」、「長沼町内の農地」、「長沼町舞鶴遊水地」程度

(2) 「タンチョウに近づき過ぎない」、「車から降りない」、「私有地・農地に立ち入らない」など、タンチョウの撮影・観察について、一般の方への周知をお願いします。